

二方向避難 について - 西日本防災システム

二方向避難

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

1 趣 旨

条例第49条に定める防火対象物の安全避難の運用については次のとおりである。

- (1) 第1項は、政令別表第1に掲げる防火対象物における避難対策の基本的理念を宣明したものである。本項が設けられたことにより、第2項の適用を受ける防火対象物以外のものであっても、同項に規定する二方向避難経路に準ずるものを確保するよう努めなければならないことになる。
- (2) 第2項は政令別表第1(5)項及び(6)項の対象物は、就寝施設又は心身の未成熟の者若しくは心身に障害のあるものための施設であり、避難開始が遅れるなど、過去において、火災発生時に居室内に閉じ込められ、あるいは窓等より飛び下りて死傷する例が多いことなどに鑑み、設けられたものである。
- (3) 第3項は、政令別表第1(6)項関係の病院や社会福祉施設等の災害弱者について、火災時、車いすやストレッチャー等で直接バルコニーへ速やかに避難できるようにする必要があるため、避難経路を掃きだしとするように設けられたものである。

2 適用の範囲

政令別表第1(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物並びに同表(6)項に掲げる防火対象物のうち、同表(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の二方向避難経路は、就寝部分について確保するものとする。

3 用語等の定義

(1) 二方向避難経路

すべての居室等（共同住宅にあつては、1住戸を1居室とみなす。ただし、メゾネット住宅の場合は1住戸内の各階毎を1居室とみなす。）から、地上又は避難階に通ずる安全な避難のための経路をそれぞれ2以上確保することにより、出火場所がどこであっても、それぞれ1の経路は安全に利用できる避難経路の状態をいう。

- (2) 「居室から出入口等を経由して避難することができる主たる経路」とは、玄関、廊下、階段等から主な出入口等を経由する避難経路をいう。

- (3) 「バルコニー等」とは、

バルコニーとは、耐火構造（主要構造部と同じ構造で避難上支障のないもの）で、その周囲に高さが110cm以上の手すり壁、さく又は金網を堅固に固定し転落防止に留意したものであり、幅員は次によること。

ア (6)項に掲げる防火対象物及び(5)項口に掲げる防火対象物のうち、特定共同住宅等は車椅子利用者等の避難を考慮して80cm以上とする。ただし、ワンルームマンション等で入居者が学生、単身者等に限定される場合（自力避難が容易にできる場合に限る）及びエレベーターが設置されておらず、車椅子利用者等が使用しない建築物は、60cm以上とすることができる。

イ (5)項に掲げる防火対象物で前ア以外の建築物の場合は80cm以上とすること。

- (4) 「バルコニー等を経由して避難することができる経路」とは、

バルコニー等を経由して、階段その他有効に避難できる設備及び器具が設置されている場所に到達し得るものをいい、おおむね次のようなものであること。

ア 居室からバルコニー等に至る経路について、段差をできるだけ少なく（15cm以下）し、容易に避難できるよう設けられていること。

イ バルコニー等は、隣接の居室とを相互に連絡できるように設けられているか、又は居室別に独立して設けられていること。

ウ バルコニー等には、それぞれに避難のための設備又は器具が設けられていること。

ただし、共同住宅のうち、廊下階段等が開放性を有するもので、隣戸又は下階の住戸若しくはバルコニー等を経由して、他の異なる階段等へ安全に避難できるものは除く（第10-1図参照）。なお、省令40号第2条に定める特定共同住宅等での二方向避難に使用する避難器具としては金属製固定はしご（商品名 アクタル）等は認められない。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

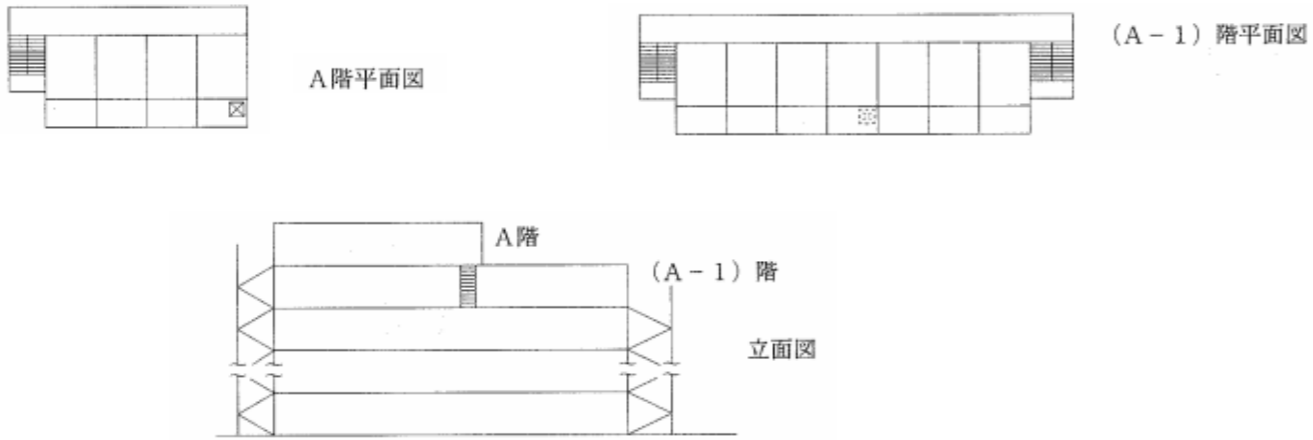
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



二方向避難 について - 西日本防災システム



第10-1図

A階は、避難用タラップ等で(A-1)階まで降りると、後は(A-1)階の階段等を通じて2方向避難することができるため、(A-1)階以下の階にA階から直通する避難用タラップ等の設置を要しない。

なお、「器具」とは、

- (ア) 避難のための器具のうち、固定式のものをいう。
ただし、政令別表第1(5)項(同表(6)項に掲げる防火対象物に存するものを含む。)に設ける場合は、避難器具用ハッチに格納されたつり下げはしごについても認めるものとする。
なお、(6)項に掲げる防火対象物については、階段、避難用タラップ、すべり台等を設けること。

(イ) マンホールに設けられる固定はしごの当該マンホールの降下口の大きさは、おおむね直径50cmの円が内接する大きさ以上で、避難者が円滑に通過できるものであること。

エ 弁類等の監視機能を有したスプリンクラー設備が全館に設置されており、かつ、防災センター等において常時機能監視ができる場合、バルコニー等が一の避難階段又は他の避難階段を有する防火防煙区画に避難上有効に接続された場合は、当該バルコニー等は、出火場所がどの居室であっても、安全に利用できる避難経路とする。

オ バルコニー等に仕切りを設ける場合は、当該仕切りは次に適合する破壊板であること。

(ア) 不燃材料で、かつ、容易に破壊できるものであり、おおむね次のようなものであること。

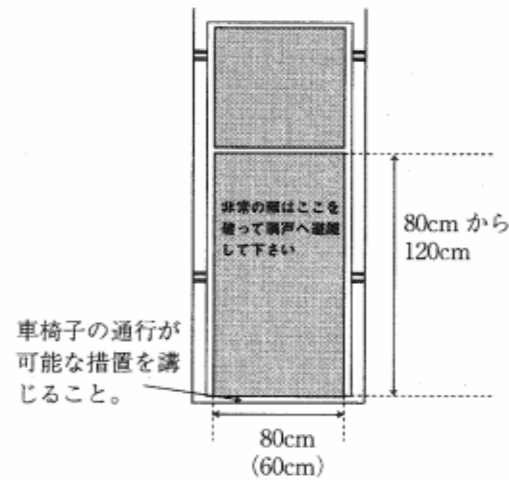
種 類		厚 さ
石セメント綿板	フレキシブル	4 mm 以下
	軟 質 板	5 mm 以下
石綿セメントパーライト板 (ケイ酸カルシウム板)		

(イ) 破壊できる部分(以下「破壊口」という。)の下端の床面からの高さは、車イスの避難が可能な高さとする。

(ウ) 破壊口は、有効幅員80又は60cm以上(3(3)バルコニーの幅員と同様とする。)で通行が可能なものであること。(第10-2図参照)

(エ) 破壊板の支持構造物は、前(ウ)の破壊口を有効に確保できるように設けるものであること。

(オ) 破壊板には、破壊して避難できる旨の表示をするものであること。(条例第49条の2第2項の運用基準を参照)



第10-2図 二方向避難におけるバルコニー隔壁の設置例



二方向避難 について - 西日本防災システム

二方向避難

(5) (6)項に掲げる防火対象物

(6)項に掲げる防火対象物については、災害弱者を収容することから、全周バルコニーを設置する等、容易に避難できるよう居室等を経由することなく、バルコニーから直接、階段室（附室）に到達できるものとする。なお、階段は避難階段又は特別避難階段とする。（第10-3図参照）

(6) 有効にスプリンクラー設備を設置する場合

ア 政令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置した場合（非常電源については、条例第37条の2第2項を準用する。）をいう。

なお、省令第13条第3項第11号の規定により、スプリンクラーヘッドを設置しないものは、該当しない。

イ 有効にスプリンクラー設備を設置する範囲とは、就寝部分及び就寝部分を含む階に限らず、該当する用途に供される部分全体に設置するものとする。

例1 5階建てのホテルで2階以上の階に客室がある場合
就寝部分のない1階についても設置するものとする。

例2 7階建ての複合用途で、5、6階に(6)項施設がある場合（就寝部分は6階のみ）5、6階に設置するものとする。

ウ 延べ面積1,000㎡未満の防火対象物については、政令で定めるスプリンクラー設備のほか、共同住宅用スプリンクラー設備によることができるものとする。その他の自動消火設備については、建築危険物課と協議し判断するものとする。

スプリンクラーヘッドは、共同住宅用スプリンクラー設備の設置基準に準じ設置するものとし、制御弁は原則、3階層毎に設置するものとするが、対象物の規模等や管理形態に応じて検討する。

4 適用の特例

政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物で高齢者専用、身体障害者専用の部分を除き、次のいずれかに該当する場合は、条例の規定を適用しないことができる。

- (1) 2階建てで、政令第21条の規定又はその例により自動火災報知設備又は「住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年5月30日消防庁告示第19号）」に定める住戸用自動火災報知設備が設置されたもの
- (2) 延べ面積が150㎡未満で、屋外階段が設置されたもの

5 仮眠室等への指導

政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、同表(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の防火対象物又はその部分に、仮眠室等の就寝施設を設ける場合は、バルコニー等の設置を原則とするが、構造上等の都合によりこれが困難な場合は、その部分に避難器具を設置するものとする。

6 避難空地からの避難通路

避難空地に設ける避難通路の幅員は有効寸法で、政令第25条により設置する避難器具については告示に基づき1m以上、条例の二方向避難経路による場合は80cm以上（バルコニーの幅員と同じ）が望ましい。なお、建基法により設ける避難通路は1.5m以上と規定されているが、建基令第121条により設ける避難上有効なバルコニー等（避難タラップ等）からの避難通路は75cm以上とする。

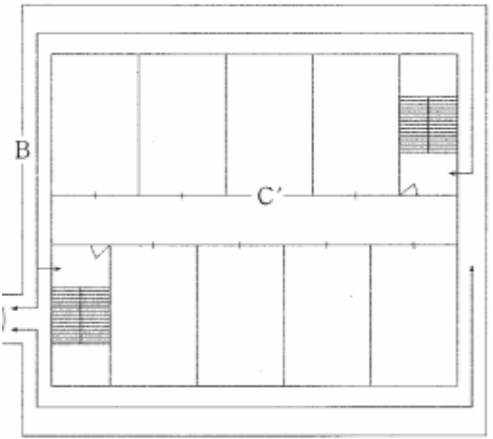


二方向避難 について - 西日本防災システム

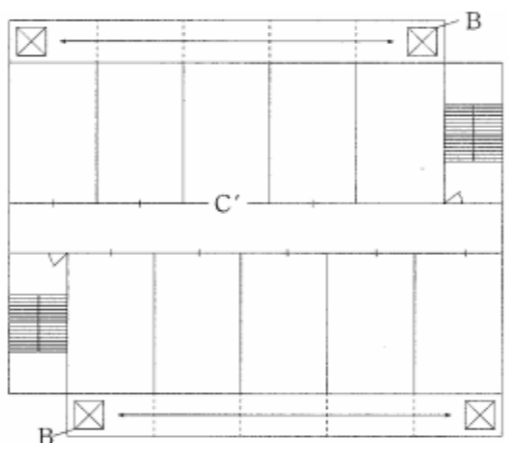


7 二方向避難経路の確保

例としては次の第10-3図から第10-11図による。

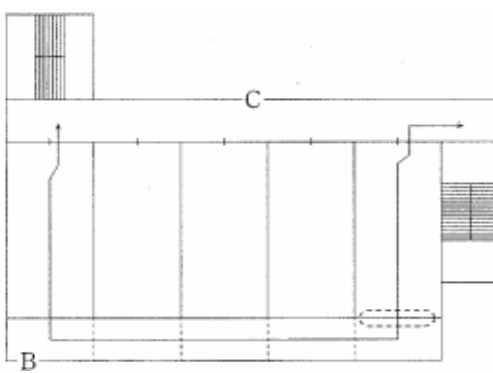


第10-3図

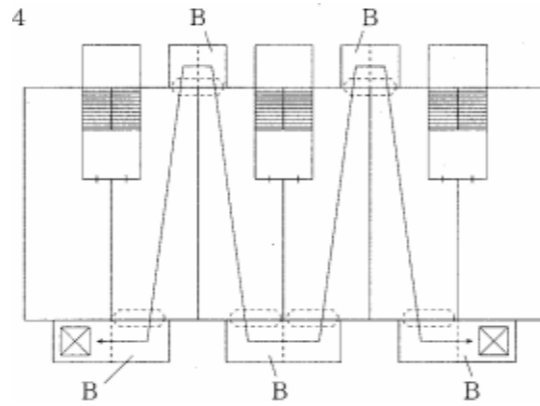


第10-4図

C : 開放廊下 C' : 中廊下 B : バルコニー - - - : 避難経路 ⊠ : 避難設備又は器具

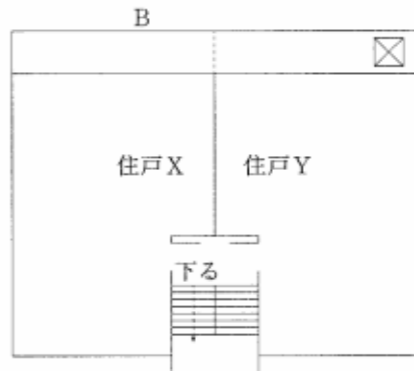


第10-5図 (6項は不可)



第10-6図 (6項は不可)

バルコニー等に面する住戸等の避難上有効な開口部 (⊠) は、普通板ガラス (厚さ6mm以下クレーセント付) のみとする。



第10-7図

階段室型住戸で階段が告示10号階段と同等以上の開放性がある場合

- ① 火災住戸がXで出火部位が階段付近のとき、
 - ㉞ 住戸Xからは、バルコニーを経由して住戸Yに至っても火災住戸Xの出入口から火災の影響を受けるおそれがあり、階段が使えないので住戸Yのバルコニーに避難器具を設置しなくてはならない。
 - ㉟ 住戸Yは、火災室に向かった避難はできないので、住戸Yのバルコニーに避難器具を設置しなくてはならない。
- ② 火災住戸がYで出火部位が階段付近のとき、
 - ㉞ 住戸Xからは、火災住戸Yの出入口から火災の影響が少なく、階段で避難できるものとする。
 - ㉟ 住戸Yからは、バルコニーを経由して住戸Xに至れば火災住戸Yの出入口から火災の影響が少なく、階段で避難できるものとする。



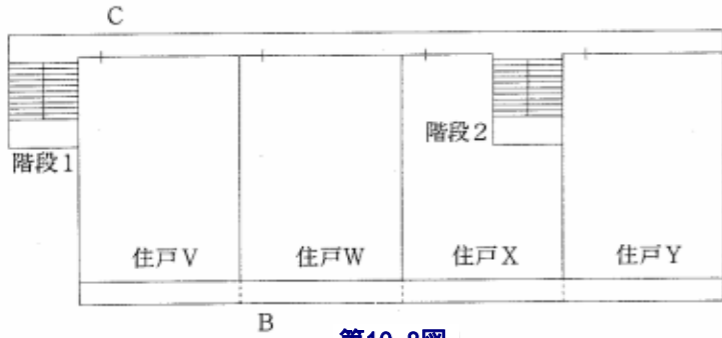
西日本防災システム
NISHINOH OHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

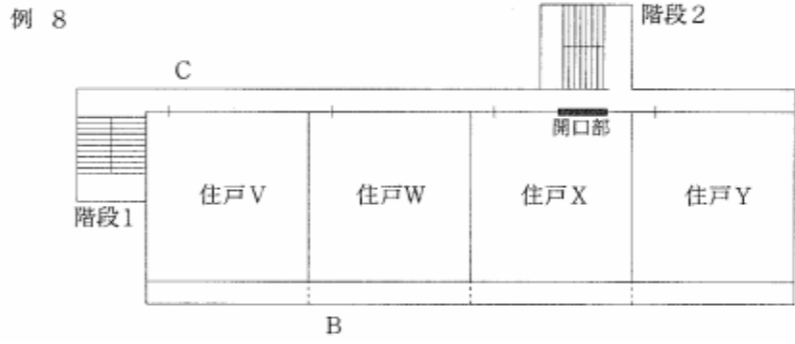


二方向避難 について - 西日本防災システム

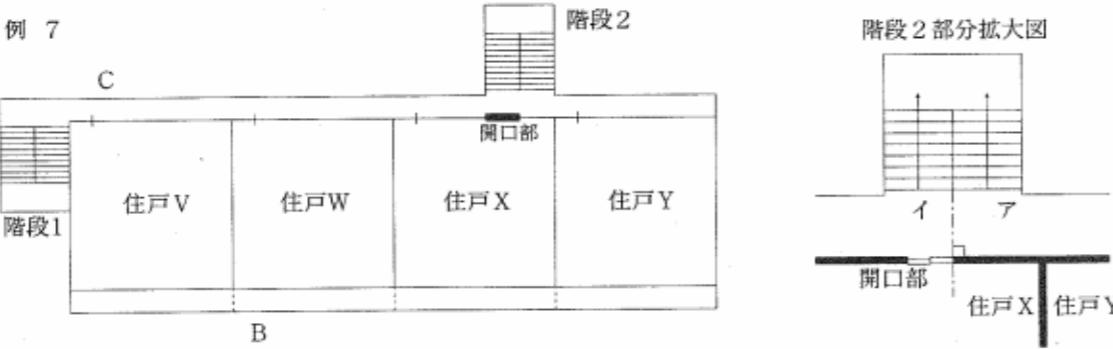
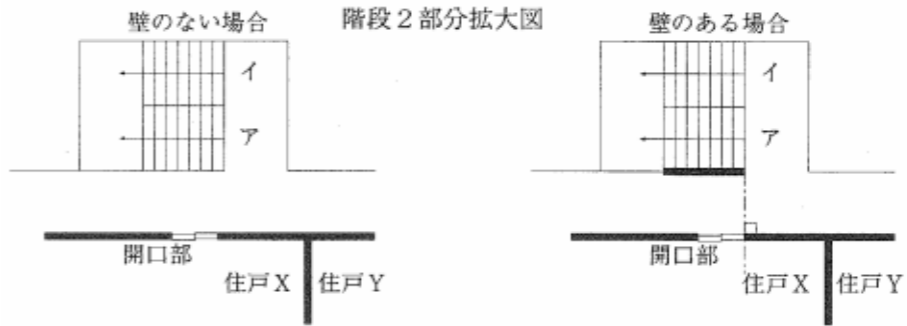


第10-8図

住戸Yは火災住戸がXのときでも、Xの開口部の前を通ることなく階段2へ避難することができるので、住戸Yのバルコニーに避難器具を設置しなくても二方向避難の経路が確保されているものとする。



第10-10図



第10-9図

火災住戸がXのとき、

- ① 階段の降りる方向がアの場合
住戸Yからは、火災住戸Xの開口部の前を通ることなく階段2へ避難できると判断し、住戸Yのバルコニーに避難器具を設置しなくても二方向避難経路が確保されているものとする。
- ② 階段の降りる方向がイの場合
住戸Yからは、火災住戸Xの開口部から火災の影響を受けるおそれがあり、階段2へ避難することができないことがあるので、住戸Yのバルコニーに避難器具を設置しなくてはならない。

- 火災住戸がXのとき、
- ① 階段の降りる方向がアの場合
 - ㉞ 火災住戸Xの開口部の前に壁がない場合は、開口部から火災の影響を受けるおそれがあり、階段2へ避難することができないことがあるので、住戸Yのバルコニーに避難器具を設置しなくてはならない。
 - ㉟ 火災住戸Xの開口部の前に壁がある場合は、開口部の前が遮られているので火災住戸Xの開口部の前を通ることなく階段2へ避難することができるので、住戸Yのバルコニーに避難器具を設置しなくても二方向避難の経路が確保されているものとする。
 - ② 階段の降りる方向がイの場合
火災住戸Xの開口部の前に壁がなくとも相当の距離があり、開口部から火災の影響を受けるおそれがないと判断し階段2へ避難することができるので、住戸Yのバルコニーに避難器具を設置しなくても二方向避難の経路が確保されているものとする。



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



二方向避難 について - 西日本防災システム

二方向避難

8 避難施設等の管理 (条例第49条の2第2項関係)

バルコニーに破壊板を設ける場合は次によること。

(1) 破壊板には次に定める表示をすること。

ア 表示場所は破壊板の見易い位置とする。なお、避難経路が複雑な場合は、容易に避難できるような表示とすること（たとえば、セットバックしている場合、「隣戸に避難器具がある」等）。

イ 表示方法例

(ア) 表示文字は他の色と区別出来るものとし、蛍光色とすることが望ましい。

(イ) 文字の大きさは下記例によれば上2行はおおむね一文字が12cm以上とし、下1行はおおむね一文字が5cm以上とする。

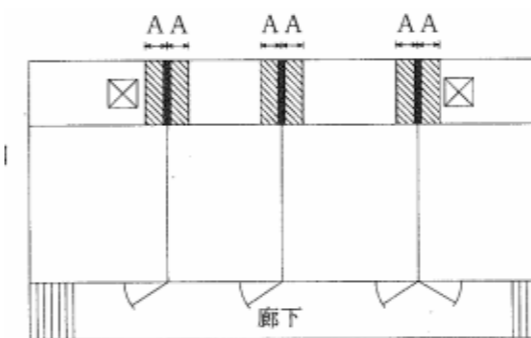
(例)

**非常の際はここを破って
隣戸に避難して下さい**
この付近に物を置かないで下さい

(2) 破壊板付近は避難の際、通行、破壊、操作等が阻害されないよう管理しなければならない。

阻害されない例としては第10-11図による。

阻害されないとは、破壊、操作空間に物品等が存置されていないこと。ただし、容易に移動可能な物品はこの限りでない。



第10-11図

— = 破壊板等
A = 50cm以上
▨ = 破壊、操作空間



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

